

**(仮称) 南流山地域図書館・児童センター整備**

**基本方針**

**流山市**

## 【目次】

1	基本方針について	1
2	施設の基本的な考え方等について	1
	(1) 基本的な考え方	1
	(2) 流山市総合計画等との関係について	2
	(3) 当該施設の役割(活動内容)について	3
3	施設整備の概要について	5
	(1) 施設整備の場所等	5
	(2) 開設時期(予定)	5
	(3) 施設に導入する諸室・機能	5
	(4) 施設配置イメージ	10
	(5) 施設整備の手法	10
	(6) 管理運営	10
	(7) 開館時間等の検討	11
4	施設整備の工事費概算について	12
5	利用者の費用負担について	12
	(1) 一時預かり(保育)における利用料の設定	12
	(2) 会議室等の利用における使用料の設定	13
6	今後の留意事項について	13
7	参考資料	13

## 1 基本方針について

流山市（以下、「本市」という。）は、南流山中学校の校庭の一部を計画地とし、南流山地域図書館・児童センターの整備を計画しています。本基本方針は、施設に導入する機能を中心とし、整備手法などの基本的な考え、方向性等を整理したものです。

※ 当該パブリックコメント及びその他市民参加手続き等により、今後内容に変更が生じる場合があります。

## 2 施設の基本的な考え方等について

当該施設を整備する基本的な考え方や流山市総合計画等との関係、施設で実現したい役割について説明します。

### (1) 基本的な考え方

（仮称）南流山地域図書館・児童センターは、現状の中央図書館南流山分館を移転し、併せて児童センター機能を持たせた複合施設とします。

本市の市立図書サービス網は、昭和53年に開館した中央図書館を中心に、森の図書館及び木の図書館の2つの地域図書館のほか、北部・初石及び南流山分館並びにおおたかの森こども図書館の4つの分館により構築されています。

また、市民課おおたかの森市民窓口センターでは図書ピックアップを実施するなど、市内全域にサービスを展開しています。

中央図書館南流山分館では、土地区画整理事業の進捗に伴う人口増加により、利用者が増加しており、乳幼児を連れた親子、学生、高齢者など、さまざまな利用者が求める図書が充分に備わっていない状況であるため、機能拡充が求められています。

一方、南流山地域における児童センターは、これまで既存の赤城児童センター及び思井児童センターの利用や南流山福祉会館における移動児童館により、サービスの提供を行ってきました。

しかしながら、南部地区における、30代から40代の共働き世代と年少人口の増加による利用者の増加に加えて、子育て親子の交流、一時預かり保育、妊娠期からのサポート事業、地域との交流や子育てサークル等団体活動の場の提供など、子育てを支える環境の整備を求める声も多くいただいているところです。

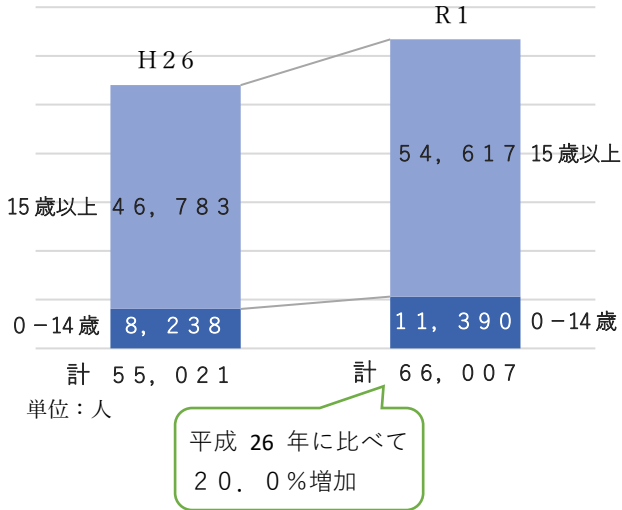
今般の地域図書館及び児童センターの整備にあたっては、上記の課題解決としての生涯学習の拠点、子どもがのびのびと過ごせる環境を整えるための子どもの遊びの場の整備、子育て家庭をサポートする環境の一層の充実を図ります。

また、計画地及びその周辺は、子育て世代、児童、高齢者などの多世代が集うエリアにあります。

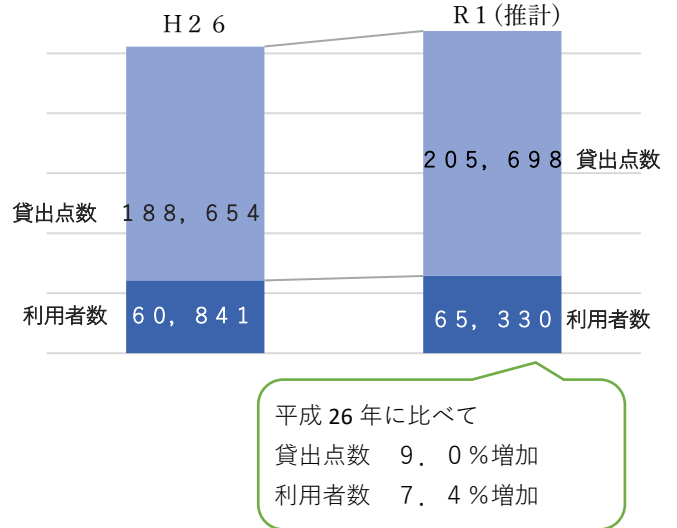
これらの多くの人々が毎日訪れたいような、生涯を通じて愛される施設を目指します。

南部地区人口・中央図書館南流山分館の利用者の推移

南部地区人口の推移

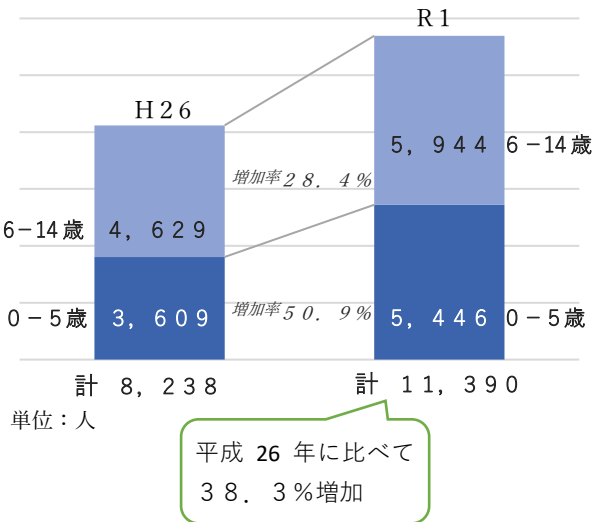


中央図書館南流山分館利用者の推移

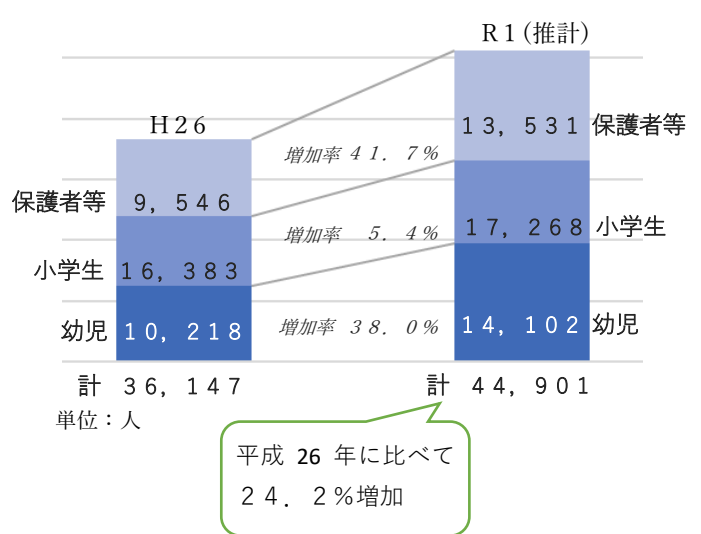


南部地区年少人口・児童センター利用者の推移

南部地区年少人口の推移



赤城・思井児童センター利用者の推移



(2) 流山市総合計画等との関係について

市では、(仮称)南流山地域図書館・児童センターの整備を流山市総合計画等に位置付けており、その具現化を目指します。以下に関係する市計画を示します。

(ア) 流山市総合計画

施策 2-2 生涯学習(抜粋)

- ・ 利用者数が増加している南流山分館は、施設の拡充が求められています。(南流山地域図書館の整備)

- ・ インターネットやメディアの発達、習い事や余暇などの過ごし方の変化により、子どもの「読書離れ・活字離れ」が指摘されています。(子どもが読書に親しめる機会の充実)

#### 施策6-1 子ども・子育て(抜粋)

- ・ 核家族化・地域のつながりの希薄化などにより、家族などから家事・育児の援助が十分に受けられず、不安を持つ妊産婦等による相談が増えていることから、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のないサポート環境の充実と、地域ぐるみで子育てをサポートする体制づくりが必要です。(子どもを産み育てやすい環境づくり)
- ・ 児童センターの整備、機能充実

#### (イ) 第2期流山市都市計画マスタープラン(案) ※ 令和2年3月策定予定

##### 第4章4-4 公共施設の整備等(2)生涯学習施設(抜粋)

- ・ 中央図書館南流山分館については、利用者が増加していることから、より機能の充実した、児童センターを併設した南流山地域図書館として整備します。

#### (ウ) 流山市子どもの読書活動推進計画

- ・ 子育て支援施設と同棟であること、また南流山小・中学校とも近接している特性を活かし「流山市子どもの読書推進計画」に基づく事業を推進する拠点としての役割を担います。

#### (エ) 流山市教育振興基本計画 ※ 令和2年3月策定予定

##### 第4章 生涯学習の推進 施策1(2)生涯学習の環境整備

- ・ 利用者が増加している中央図書館南流山分館は、より機能を充実した地域図書館として整備を進めます。

#### (オ) 第2期子どもをみんなで育む計画～流山子ども・子育て支援総合計画～(案)

##### 地域における子育て支援サービスの充実(抜粋)

※ 令和2年3月策定予定

- ・ おおたかの森地域及び南流山地域において、児童センターを新たに整備します。

### (3) 当該施設の役割(活動内容)について

今回計画する施設における主な役割(活動内容)として、図書館資料の貸出し・返却・予約の受付、レファレンスサービスなどの機能とともに、居心地良い場所づくり及び遊びによる子どもの育成や子育てを支える取り組みの実施等、次の事項が挙げられます。

#### 【読書による地域の知の拠点及び子どもの知的好奇心の向上】

- ・ すべての市民が親しみやすく使いやすい図書館とするために、家でも、職場でも、学校でもない、居心地良い場所となる図書館を目指します。
- ・ 市民が心豊かに幅広く読書活動を楽しめるよう、蔵書を充実するとともに、市民と本が出合う場を目指します。
- ・ 子どもの読書活動の推進をサポートしていきます。  
児童センターとの複合施設であるため、次世代を育てる場となるだけでなく、多世代交流を通じ、様々な情報に出会うことができ多様な学びを提供できる場を目指します。

- ・ 市民の抱える課題の解決に資するサービスの充実を目指します。
- ・ 利用者が長時間にわたり図書館を利用でき、寛ぎながら読書を楽しめるよう図書館エリアにカフェを設置します。

### 【遊びによる子どもの育成】

- ・ 子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれています。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするようサポートしていきます。また、子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるようにサポートしていきます。

### 【子どもの居場所の提供】

- ・ 子どもが安全に安心して過ごせる居場所になることが求められます。そのため、利用する子どもが自己効力感や自己肯定感を持てるような環境づくりに努めるとともに、子どもの自発的な活動を尊重していきます。
- ・ 児童・生徒の放課後の居場所としての役割を担えるよう環境づくりに努めます。

### 【子どもが意見を述べる場の提供】

- ・ 児童センターでは、子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見が尊重されるよう工夫します。その中で、子どもの自発的活動をサポートし、子どもの視点や意見が児童センターの運営に生かせるよう努めます。

### 【配慮を必要とする子どもへの対応】

- ・ 家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもがいた場合には、良き相談場所となれるよう適切な対応について配慮します。
- ・ 障害のある子どもも安心できる居場所となるよう、障害の有無にかかわらず子ども同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮します。
- ・ アレルギー疾患のある子どもの利用にあたっては、保護者と協力して適切な配慮に努めます。

### 【子育てを支える取り組みの実施】

- ・ 子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように工夫します。  
また、子どもの発達上の課題について、保護者が気軽に相談できるような活動を実施します。
- ・ 児童虐待の予防に心掛け、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的にサポートしていくとともに、必要に応じ相談機関等につなぐ役割を果たします。
- ・ 地域の子育てを支える役割であることを自覚し、子育てに関する相談など妊娠期からの切れ目のないサポート体制の推進に取り組みます。
- ・ 保護者と協力して乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育て家庭の交流を促進します。

### 【地域住民等との連携】

- ・ 子どもや子育てに関わる方との協力により、特に相談対応に当たっては、保育所、学校、地域住民やNPO等と連携を密にしながら、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。
- ・ 児童センターを利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めます。
- ・ 地域住民が、ボランティア等として児童センターの活動に参加できる機会を提供し、地域社会でも自発的に活動ができるように努めます。
- ・ 中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受入れなどに努めます。
- ・ 施設内のトイレの配置においては、計画地に隣接する公園利用者の利用に配慮します。

## 3 施設整備の概要について

今回計画している施設の場所や開設時期など整備概要について説明します。

### (1) 施設整備の場所等

#### ■ 整備場所・位置

南流山中学校校庭の一部を分割（流山市大字流山2539地先）



#### ■ 整備面積

敷地面積：約1,600㎡

建物(延床)面積：約3,000㎡

### (2) 開設時期（予定）

令和4年度

### (3) 施設に導入する諸室・機能

今回計画している施設の諸室・機能の概要について整理します。

## ■ 導入諸室・機能

『2 施設の基本的な考え方等について (3) 当該施設の役割(活動内容)について』を具体化するため、以下の諸室・機能を導入します。

※各諸室に規模の目安を入れています。また、添付写真はイメージです。

### (ア) 図書館

#### 図書による学び・交流に資する機能

- 一般コーナー・ティーンズコーナー【現状：中央図書館南流山分館 32,048冊】
  - ・約43,500冊収納可能な書架(1連6段)を設置します。
  - ・軽読書ができる読書席(椅子)を各所に置きます。
  - ・ゆっくり寛ぎながら読書や学習できる場所を目指します。
- 児童コーナー【現状：中央図書館南流山分館 18,871冊】
  - ・約30,000冊収納可能な低書架を設置します。
  - ・靴を脱いで読書できる広場や、おはなし会の部屋を造ります。
  - ・ワクワク・ドキドキを感じる場所を目指します。
- 新聞・雑誌コーナー
  - ・新聞7紙、雑誌約40誌を設置できる広さを確保します。
- 参考コーナー(レファレンスコーナー)【現状：中央図書館南流山分館 945冊】
  - ・参考図書約1,500冊収納可能な書架を設置します。
  - ・図書館資料専用のコイン式複写機1台を設置します。
- カウンター
  - ・1階と3階に各1か所、4階2か所予定しています。
- 閲覧室
  - ・長時間の勉強や読書ができる広さを確保します。
  - ・閲覧室は「参考コーナー」に隣接する位置に配置します。
- パソコン利用コーナー
  - ・「閲覧室」とは別に設置します。
  - ・うち3席は、インターネット検索用パソコンとします。
  - ・持ち込みパソコンが使用できるよう、数席に電源を配備します。



※1

閲覧用カウンター



※2

図書一般コーナー

- 記載台、OPACの設置
  - ・利用申込書などを記入するための記載台の設置位置は、カウンター付近とします。
  - ・蔵書検索ができる利用者用端末機(OPAC)を設置します。



- 書庫（閉架資料を収納）
  - ・開架スペース以外の図書資料など約50,000冊を収容できる広さを確保します。
  - ・通路・出入口は、ブックトラックや台車が通れる幅とします。
- カフェ
  - ・リラックスして読書が楽しめるようカフェを導入し、図書館部分や隣接する飲食可能なフリースペースでも図書館資料の閲覧ができるようにします。



※3

カフェ（飲食可能なスペース）



※4

カフェ

（イ）児童センター（子育て世代の活動をサポートする機能を含む）

遊びの提供・健康の増進に資する機能

- 体育室 【小学校教室4教室分程度】（※小学校教室8m×8m換算）  
子どもが主に体を動かして元気に遊びを行う場とします。
- 遊戯室 【小学校教室2教室分程度】  
乳幼児と保護者が遊びとふれあいを通じて情操を育む場とします。



※5

体育室



※6

遊戯室

知的好奇心の向上・創作意欲の増進に資する機能

- 図書室 【利用定員 25人程度（机・椅子設置）】  
子どもが読書に親しむ場、学習（宿題）が出来る場、親子での読み聞かせが行える場とします。

- 工作室 【利用定員 20人程度 (机・椅子設置)】  
子どもの創作活動及び親子のふれあい事業等を行う場とします。



※7

図書室



※8

工作室

#### 子どもや保護者の交流促進に資する機能

- 会議室 【利用定員 90人程度 (机・椅子設置・2分割による利用可)】  
子どもにおける団体活動や、子育てサークル等子どもの健全育成を図るための団体やボランティアが会議や研修等を行う場とします。
  - 調理活動室 【利用定員 20人程度】  
調理活動を通じた親子の交流や料理教室を行う場とします。また、調理だけでなく作った料理を食べられる飲食スペースを設けます。
- ※ 会議室及び備品の使用には、利用者の費用負担を想定しています。  
※ 子ども・子育てに関連しない団体、個人の利用は出来ません。



※9

会議室 (90名程度(分割可))



※10

調理活動室

#### 子育てに関する相談や子育て家庭へのサポートに資する機能

- 子育て相談室 【小学校教室0.5教室分程度 (2部屋)】  
子育てに関する相談が出来る場とします。相談業務では、ご相談に応じられる専門職等の配置を予定します。

- 一時預かり（保育）室 【利用定員 6人程度】

施設利用者に加えて、保護者の方が通院や冠婚葬祭、買物、リフレッシュなど保育が困難な場合のための一時預かり（保育）を行う場とします。なお、月極め利用や長期の利用については、市内各保育施設等をご利用いただくこととし、当該施設では設定しません。

※ 一時預かり（保育）の料金設定については、「5. 利用者の費用負担について」においてご説明します。

- 授乳室・おむつ替えスペース

乳児連れの利用者が落ち着いて授乳できる場を確保します。授乳室にはミルクの調乳が出来るようお湯や流しを配置します。



※11

子育て相談室



※12

一時預かり（保育）室

#### その他、利用者の利便に資する機能

- 駐車場・駐輪場

当該施設の敷地内に、車15台、自転車60台程度の駐車場及び駐輪場を設置します。

- 車いす・ベビーカー置場、トイレ（男・女・多目的）、利用者用ロッカー、職員事務室等

#### 環境への配慮に資する機能

- グリーンチェーン認定等

当該施設の整備では、屋上への太陽光パネルの設置や敷地内緑化に努め、環境への配慮に資するものとして、流山市グリーンチェーン認定を取得します。

※1※4 神奈川県大和市シリウス事例 ※2※3※9※10 岩手県矢巾町やはばーく事例

※5※6 東京都多摩市唐木田児童館事例 ※7 石川県能美市湯野児童館事例 ※8 駒木台児童館事例

※11 東京都豊島区子育てインフォメーション事例 ※12 東京都立川市子ども未来センター事例

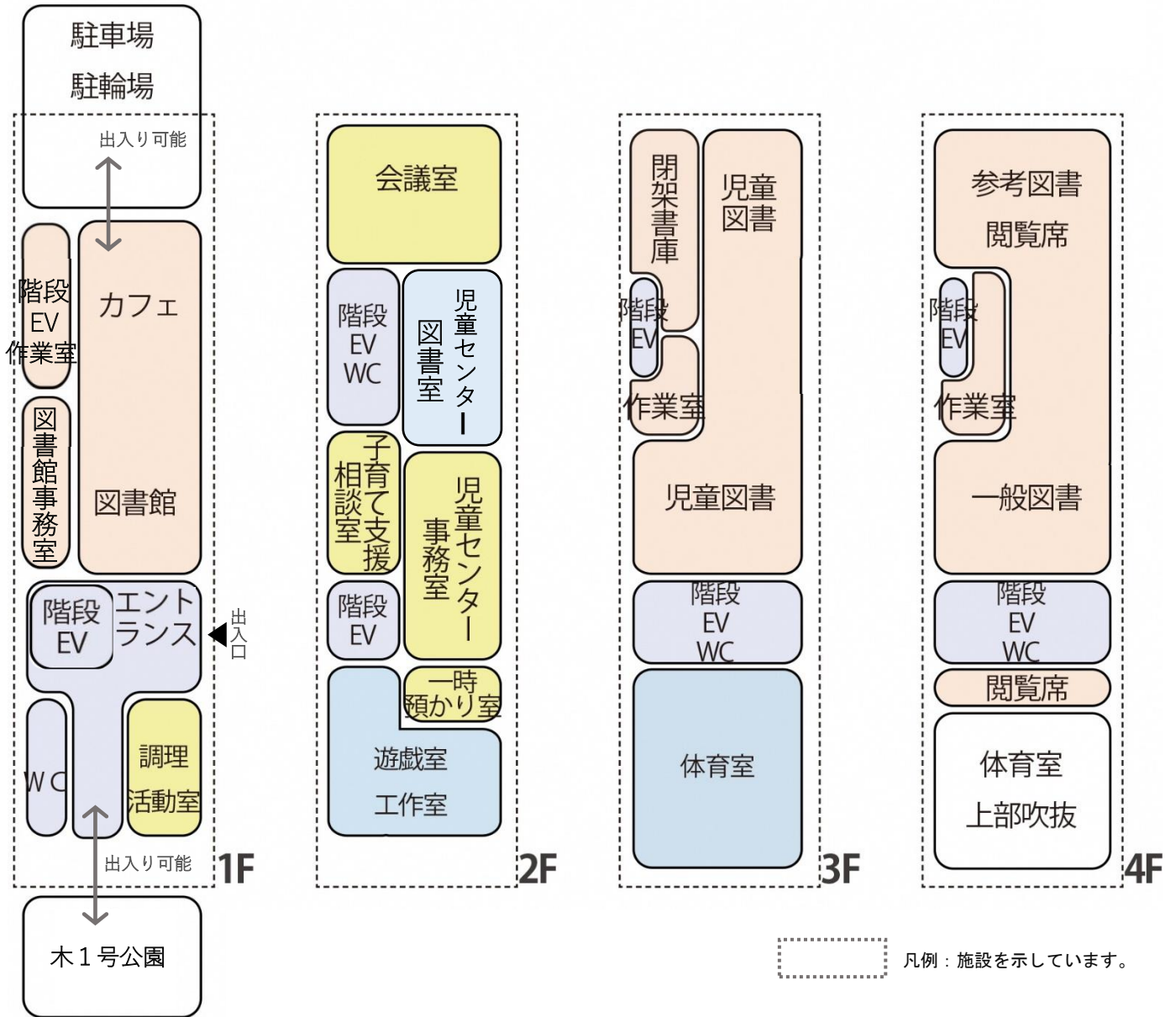
#### （ウ）各機能の連携について

前述の（ア）（イ）に挙げた機能においては、当該施設が複合施設である特性を活かし、それぞれの機能の補完・連携を図ります。

（例）図書館による子育て関連図書の充実、絵本読み聞かせ会等の各種講座の合同開催 など

(4) 施設配置イメージ

今回計画している施設の配置イメージについて整理します。



(5) 施設整備の手法

市有地に市が施設を建設します。

(6) 管理運営

指定管理者制度や業務委託など、民間活力による管理運営を検討します。



(7) 開館時間等の検討

開館時間(利用時間)等を次のとおり想定し、検討します。

機能	開館時間(利用時間)	備考
図書館	火曜から土曜 9:30~19:00 日曜・祝日 9:30~17:00	休館日 月曜日(夏休み期間中及び祝日は開館) 月曜日が祝日の場合は直後の平日 月の末日(土・日曜日、祝日を除く) 年末年始 施設点検日(特別整理期間)(不定期)
児童センター	体育室・遊戯室・図書室・工作室・ 子育て相談室 9:00~17:00 ※1	
	会議室・調理活動室・一時預かり (保育)室 9:00~19:00	
カフェ	9:00~21:00※2	休館日 年末年始・施設点検日(不定期)
トイレ・授乳室等 共用部分		
駐車場・駐輪場		
<p>※1 9:00~17:00 のほかに、夏季期間における利用時間の延長を検討します。</p> <p>※2 カフェの利用時間は、運営事業者と協議をします。</p>		

**参考** 既存図書館

開館時間 火曜から土曜 9:30~19:00

日曜・国民の祝日 9:30~17:00

休館日 月曜日(夏休み期間中及び祝日は開館) 月曜日が祝日の場合は直後の平日

月の末日(土・日曜日、祝日を除く) 年末年始 特別整理期間

**既存児童センター**

開館時間 9:00~17:00

休館日 日曜・国民の祝日・年末年始・第1土曜日・第3月曜日

#### 4 施設整備の工事費概算について

今回計画している施設の工事費の概算について説明します。

項目		総額	財源内訳	
		想定概算費	国費	市費
工事費概算	① 建物工事費	1,500,000千円※1	○	○
	② 設計費(工事監理費)	134,000千円※2	○	○
	③ 既存物撤去等工事	12,000千円※3		○
	計	1,646,000千円		

金額はすべて税込です。

- 表中の項目のほか、図書館の書架や児童センターにおける各備品の購入費用が別途発生します。カフェでは、運営事業者が内装工事を行い厨房機器やカウンター、テーブル等を設置（費用負担）します。

※1 財源確保として①及び②については、国庫補助金（社会資本整備総合交付金及び次世代育成支援対策施設整備交付金）の活用を図ります。

【参考概算】社会資本整備総合交付金 → 235,000千円

次世代育成支援対策施設整備交付金 → 7,500千円

市費の中には、地方債1,000,000千円(参考概算)を見込んでいます。

※2 設計費には、工事監理費も含まれています。それぞれ、設計費は契約額、工事監理費は業者から徴した見積りにより算出しています。

※3 計画地にある既存体育倉庫等の撤去・新設を予定しています。

#### 5 利用者の費用負担について

利用者の費用負担について整理します。

当該施設における会議室及び一時預かり(保育)の利用については、利用者が費用(一部)を負担します。なお、以下に出てくる「利用料」とは、サービスの提供に対する費用負担を指し、「使用料」とは、その場所・物の利用に対する費用負担を指します。

##### (1) 一時預かり(保育)における利用料の設定

利用料の設定では、当該施設の児童センターに先んじて事業を進めている、(仮称)おたかの森児童センター(令和3年3月開設予定)における一時預かり(保育)利用料との整合を図ります。

〈利用対象者〉 生後6ヵ月から未就学児まで

〈利用料〉 最初の1時間 1,000円(最初の1時間以降、30分ごとに500円)

※ 利用料の設定では、他自治体の児童センター等類似施設における事例や一時預かり(保育)を行っている保育施設の事例を参考にしています。

※ 昼食・おやつを提供する場合は、利用料の他に実費分を別途徴収します。

〈利用時間〉 原則9:00~17:00(会議室利用者は19:00まで)

※ 保育士の配置を行うことで生後6ヵ月以降から未就学前児までの受け入れを可能にします。

## (2) 会議室等の利用における使用料の設定

会議室及び備品の使用にあたっては、「流山市公共施設の使用料設定にあたっての基本方針(平成20年2月制定)」に基づき、令和2年度中に検討を進め、使用料を設定します。

なお、使用料の設定にあたっては、本基本方針とは別に、流山市民参加条例に基づく市民意見をいただく予定です。

〈利用対象者〉 子ども及び子育てに関する団体

(例) パパママサークルや子育て関連の講演会、子どもの勉強会(団体)など

〈利用時間〉 9:00～19:00

## 6 今後の留意事項について

今後、施設整備を進めていく上での留意事項を説明します。

- ・誰もが快適に利用できる施設として、ユニバーサルデザインを取り入れます。
- ・工事中の騒音・振動への配慮、路上駐車等での迷惑行為を生み出さない仕組みづくりなど、近隣にお住まいの方々への十分な配慮と安全を第一に計画を進める必要があります。
- ・学校施設及び公園と隣接することから、工事中、公園利用者、児童・生徒及び学校活動の妨げとならないよう配慮します。
- ・計画地は流山市洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域となっていることから、利用者の安全に配慮した施設検討を進めます。
- ・施設の運営にあたり、指定管理者制度等の民間活力の活用を検討していく中では、それが実現出来るのかを見極めながら進める必要があります。特に、子育てに関する相談業務では、それを十分に行えるだけの専門知識と経験をもった人材の登用が望まれます。
- ・流山市民参加条例に基づき市民の声をより取り入れて施設整備に活かしていく必要があります。

## 7 参考資料

- ・子どもの読書活動の推進に関する法律
- ・流山市子どもの読書活動推進計画体系図
- ・児童福祉法抜粋

○子どもの読書活動の推進に関する法律  
(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。



3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# 流山市子どもの読書活動推進計画体系図

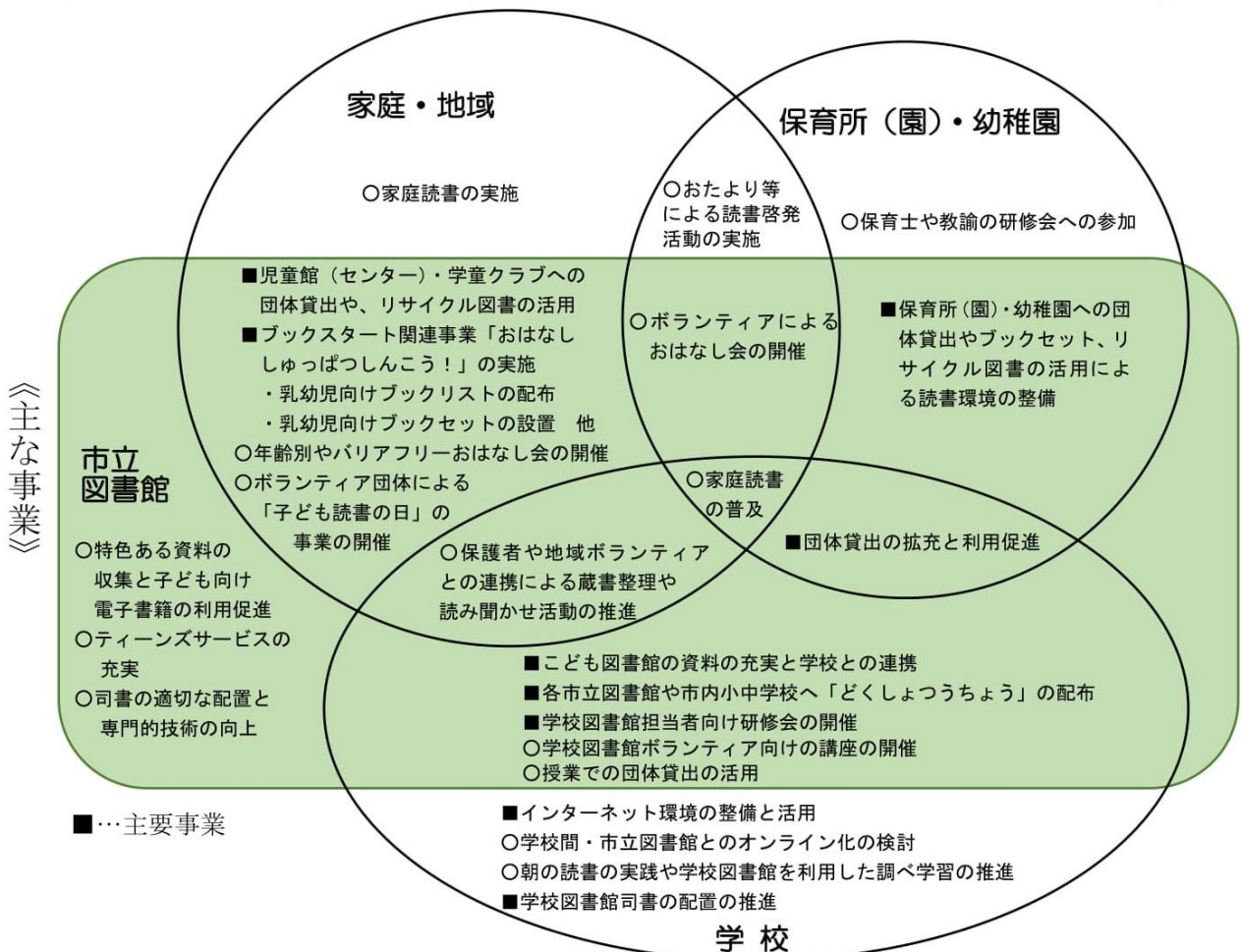
流山市総合計画「基本構想・基本計画 平成12年度～31年度  
豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民の真の豊かさを実感できるまち  
「みんなで作ろう価値ある流山」

流山市教育振興基本計画 平成28年度～31年度  
学び、受け継がれ、進展する流山（教育・文化の充実向上）

流山市生涯学習推進基本構想 改訂版 平成22年度～31年度  
豊かな心と個性を育てる学習と文化のまちづくり  
いつでも、どこでも、誰もがができる生涯学習の推進

流山市文化芸術  
振興条例  
平成27年度

流山市子どもの読書活動推進計画 平成29年度～33年度  
(1) 子どもの読書環境の整備・充実  
(2) 家庭・地域、市立図書館、学校等の連携・協力による子どもの読書活動の推進  
(3) 子どもの読書活動に対する理解・関心の向上と普及



## 【児童福祉法】

(昭和二十二年法律第百六十四号)

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神に則り、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者ととも児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行に当たって、常に尊重されなければならない。

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

第四十条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- 一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数
- 二 (略)
- 三 (略)

③ 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

④ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

## 【児童福祉施設の設置及び運営に関する基準】

(昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条ただし書（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十三条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、第九十条並びに第九十四条から第九十七条までの規定による基準

二 (略)

三 (略)

四 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

- 2 設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

第四条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

第三十七条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- 二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

第三十八条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者
- 六 次のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあっては、都道府県知事）が適当と認めたもの
  - イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
  - ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
  - ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

第三十九条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

第四十条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

